

事務所通信

〈改正相続法のポイント〉

今回相続法の改正の中で私が注目することは以下の3つです。

- ①自筆証書遺言の要件が緩和されました。
- ②遺言書を法務局で預ってくれるようになりました。
- ③預貯金の払い戻しが相続人1人から出来ることになりました。

(これらのことを中心に事務所通信を作ってみました。)

① 自筆証書遺言の作成

今まで

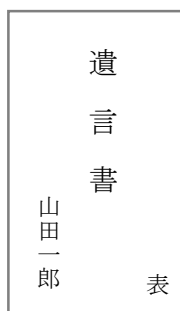
遺言書 (割印) 私は次のように遺言する。 1. 私の所有している牧之原市細江 100 番の土地は妻花子に相続させる。	2. 私の所有している〇〇銀行〇〇支店普通口座 No123 の預貯金は妻花子に相続させる。 令和 2 年 7 月〇日 山田一郎 ㊞
(全部自署)	(全部自署)

これから
(令和元年1月13日以降)

遺言書 (割印) 私の所有する次の財産は妻花子に相続させる。 令和 2 年 7 月〇日 山田一郎 ㊞	法務局発行の 登記事項証明書 山田一郎 ㊞	預金通帳 (写) 〇〇銀行 〇〇支店 総合口座 No 1 2 3 山田一郎 ㊞
(全部自署)	写	写

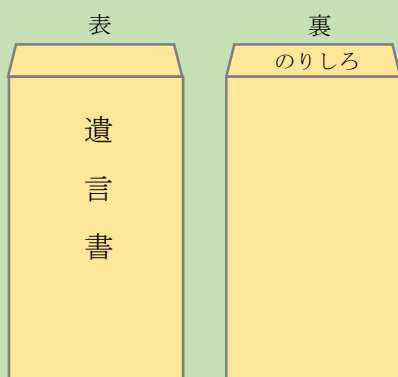
② 遺言書の保管（自筆証書）

今まで



- ① 自宅で保管
- ② 貸金庫で保管
- ③ 信頼している人に預ける
(遺言執行者等)

これから（令和 2.7.10～）



- ① 封をしないで
- ② 直接本人が法務局へ持参（遺言書保管法務局）
- ③ 遺言者住所地
不動産所在地 } の法務局へ預ける
- ④ 形式審査はするが内容チェックはしない
- ⑤ 相続人、受遺者は閲覧不可
(死亡後に遺言書情報証明書交付請求)
- * 検認不要（死亡後裁判所に提出。チェック不要）
- ⑥ 保管料 1 件 3900 円

自筆証書遺言以外に公正証書遺言もありますので公正証書遺言も紹介します。

公正証書遺言の作り方

公正証書遺言

私は〇〇

遺言者×

証人 A

証人 B

- ・ 遺言書の原案を作成
- ・ 公証人のアドバイス・チェックをうける
- ・ 証人 2 人と共に原則公証人役場に行く
(静岡 浜松 袋井 掛川 他)
- ・ 公証人の前で内容を伝える
- ・ 字が書けなくてもできる。自宅で公証人に来てもらって作成することも可
- ・ 費用がかかる。財産額・内容にもよるが 10 万円前後。

解説を書きながら思ったことは、どこに価値をおくかです。“便利さ”か
“値段”か“色々アドバイスをうけた方がいい”かなど人それぞれによって
選択肢が違います。

さて自筆証書遺言と公正証書遺言はどちらが良いのでしょうか？

「私はどれを選ぶか」と言うと、今のところ遺言書の正確性、確実性から“公正証書遺言”に軍配をあげます。

自筆証書の場合名前の書いていない遺言書、押印のない遺言書、日付の抜けた遺言書を法務局に持っていった時どのような対応をしてくれるかわからないからです。



③ 被相続人の預貯金払い戻し

今まで	〇〇銀行 牧之原支店 口座番号 01234 (亡) 山田一郎 1000 万円	通帳	・ 銀行に行っても解約は× ・ 相続人全員の実印、印鑑証明持参して下さい ・ 遺産分割が先です
	これから	亡 山田一郎 1000 万円 (預貯金)	・ 預貯金額の $1/3 \times$ 法定相続分 (仮に法定相続分が $1/4$ とすると $1000 \text{ 万円} \times 1/3 \times 1/4 \div 83 \text{ 万円}$ が 相続人一人で払出しできる)

さて、今年事務所で計画していることは

① 9月5日(土) “はやべん” 第2回を開催します。

② 遺言セミナーを別紙のように行います。

多くの方の参加をお待ちしています。

事務所からのお知らせ

当事務所に入所しました2名のスタッフをご紹介します。

吉田 純（よしだ じゅん）



4月よりお世話になっています。

司法書士業務を担当させていただきます。

早くお客様の力になれるよう努力してまいります。

どうぞよろしくお願い致します。

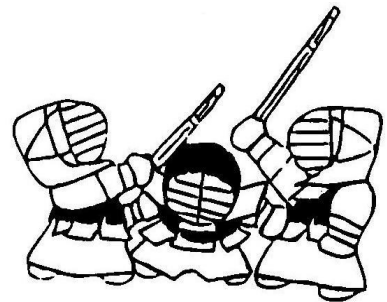
遠藤 彩子（えんどう あやこ）



調査士・行政書士業務を担当しています。

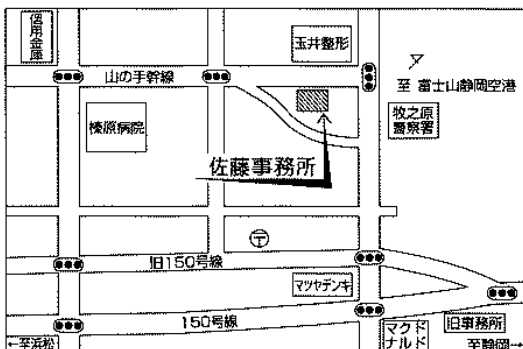
お客様に安心して頂けるよう心配りを忘れずに
いきたいと思います。

よろしくお願い致します



令和2年7月吉日

〈事務所案内図〉



〒421-0421

牧之原市細江3203番地2

司法書士・土地家屋調査士・行政書士

佐藤事務所

TEL 0548-22-0063

FAX 0548-22-1409